

重要事項説明書

～この「重要事項説明書」は、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。～

1 事業所の概要

事業所名称	成和訪問看護ステーション
管理者氏名	榎場 美樹
所在地 連絡先	住所 : 大和市南林間 9-8-9 電話番号: 046-272-1201
設立年月日	平成 8 年 11 月 1 日
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	訪問看護 1463090016
通常の事業の提供地域	大和市 座間市 相模原市南区

法人種別・名称	医療法人社団 公仁会
代表者名	理事長 大屋敷 芙志枝
法人所在地	大和市南林間 9-8-9
併設サービス	介護老人保健施設成和ナーシングプラザ 成和ナーシングプラザ通所リハビリテーション 成和居宅介護支援センター

(1) 事業の目的および運営の方針

事業の目的	「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
運営の方針	1) ご利用者様の生活の質の確保、健康管理、全体多岐な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、病状に応じた適切な看護を提供し、家庭において、より安定した療養生活が継続して送られるように支援することを目的とします。 2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

(2) 営業日およびサービス提供時間

営業日	月～金: 8 時 30 分～17 時 30 分 土: 8 時 30 分～12 時 30 分
休日	日曜日 ※年末年始(12/31～1/3)は休日の扱いとなります。

※営業日・営業時間に関わらず、緊急時等必要時は予め緊急契約されている方には、時間外でも訪問いたします。

(3) 事業所の職員体制

管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	専従 常勤 1 名
看護師	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けると共に、主治の医師に対して訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主事の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うと共に、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議の出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	専従 常勤 名 専従 非常勤 名
理学療法士	1 計画書および報告書を作成し、リハビリサービスを提供します。	常勤 1 名 (入所施設兼務)

2 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めて作成します。

訪問看護 の提供	①看護介護行為 ・全身状態の観察、バイタルサインチェック(体温・脈拍・呼吸・血圧等) ・身体の保清(清拭・洗髪・陰部洗浄・更衣・オムツ交換・口腔ケア・手足浴・入浴介助・髭剃り・爪切り等) ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導等) ・服薬管理、指導 ・ターミナルケア、認知症のケア ②医療処置行為 ・特別管理加算対象(以下の管理指導・ケア) 尿道留置カテーテル・自己導尿・経鼻チューブ・胃瘻・人工肛門・人工膀胱気管切開部・在宅酸素・褥瘡(状態により)・末梢点滴(頻度により)・中心静脈栄養法・ドレーン類・人工呼吸器等 ・特別管理加算対象外(以下の管理指導・ケア) 創傷及び褥瘡(床ずれ)処置・喀痰の吸引・点滴・排泄管理(浣腸・摘便)等 ③リハビリ援助行為 ・拘縮予防、座位、起居動作、歩行訓練等 ・言語、嚥下訓練等 ④介護者への支援 ・介護方法の指導、社会資源の紹介 ・褥瘡(床ずれ)予防、リハビリの方法、食事指導(介助の工夫・方法等) ・室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症の対応方法等 ・介護者の健康相談、助言
-------------	--

(2)職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額について

利用者負担金は以下の通りです。

- ①診療報酬に係る利用者負担(負担割合は保険証により確認いたします。)
 - ②介護報酬に係る利用者負担金(負担割合は負担割合証により確認いたします)
 - ③全額自己負担として、通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用と交通費
- ※利用料金と概算については「ご利用料金表(医療保険)」、「ご利用料金表(介護保険)」にて説明いたします。

3 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用者ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月にお渡しします。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 内容を確認の上、利用者指定口座からの自動振替でお願いします。 イ 口座振替の確認をしましたら、領収書を郵送しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3か月以上遅延し、更に支払いの督促から1ヶ月以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 キャンセルについて

- (1) サービスの利用を中止する際は、速やかに下記までご連絡ください
成和訪問看護ステーション: 046-272-1201
- (2) キャンセル料は不要です

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、保険証・公費受給者証等を確認させていただきます。保険証の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者の状況、また利用者の家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明しますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当時者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 介護保険でご利用の方については、利用者の心身に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 榎場 美樹
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業員に対する虐待を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料必要な場合は利用者の負担となります。）

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合は、その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

10 身分証携行義務

訪問職員は、常に身分証を携行し、提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問看護提供にあたっては、関連機関等との連携を図り、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるのとしします。

12 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、時間、内容等を電磁記録に入力し、その記録は、提供の日から5年間保管します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 衛生管理等

- ① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所設備及備品等について、衛生的な管理に努めます。

14 従業員に対する暴力、ハラスメントについて

- ① 事業者は、日頃から暴力・ハラスメントについての備えを行います。
- ② 従業員に対する暴力・ハラスメントが起こった場合、管理者が状況確認の元、主治の医師、居宅介護事業者等と情報を共有して対策を講じ、契約を解除する場合や通報する場合があります。

15 大規模災害・感染症等の緊急事態の対応について

- ① 当ステーションの運営が一時休止となり、主治医の指示が継続された場合、他ステーションとの連携によって訪問する場合があります。
- ② 日頃より、災害時の備えと訓練、感染症についての研修を実施し、業務が継続できる計画を立てています。
- ③ 感染症の流行が懸念される場合、厚生労働省のガイドラインに基づき最新の対応策に則り対応していきます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① サービスに対する苦情や相談は、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	成和訪問看護ステーション 所在地: 大和市南林間 9-8-2 電話番号: 046-272-1201 ファックス番号: 046-272-1221 相談員(責任者): 榎場 美樹
---------	---

- ② 公的機関でも次の機関において苦情申し出ができます。

※医療保険でのご利用者様

名称	所在地	電話番号
大和市の方 厚木保健福祉事務所大和センタ ー	大和市中央 1-5-26	046-261-2948
座間市の方 厚木保健福祉事務所	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
大和市・座間市の方 医療安全相談センター	横浜市中区日本大通 1 神奈川県保 健福祉局保健医療部医療課	046-210-4895
相模原市の方 相模原市医療安全相談窓口	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネス相模原	042-769-9242

※介護保険でのご利用者様

市町村名	居宅サービス(要介護 1~5の方)	介護予防サービス(要支援 1、2)
大和市	介護保険課 046-260-5170	
座間市	介護保険課保険係 046-252- 7719	介護保険課地域支援係 046-252-7084
相模原市	福祉基盤課 指導班 042-769-92260	
神奈川県国民健康保険団体連合会		0570-022110 045-329-3447

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

訪問看護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、同意を受け、交付いたしました。

事業者	所在地	大和市南林間 9-8-9
	法人名	医療法人社団公人会
	代表者名	大屋敷 芙志枝
	事業所名	成和訪問看護ステーション
	説明者氏名	

訪問看護契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け、同意し、受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 又は立会人	住所	
	氏名	

